

女性活躍推進法による行動計画

R3. 3. 16

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和5年3月31日

2. 内 容

目 標 (1) 令和5年3月31日までに女性管理職割合を25%以上にする。

(2) 男女従業員の月残業時間を40時間以内にする。

対 策 ①女性管理職を増やせる部署を検討し、管理職育成を図る。

②女性リーダー候補者を選定し管理職に必要な知識・スキルを管理職研修により習得させる。

③女性の正社員が少ない部署に対し、積極的に正社員登用を推進する。

④残業集計を行い、1カ月残業時間40時間以上かもしくは2カ月連続35時間以上の従業員の担当管理職に注意喚起を行う。